

第1号議案

会長、副会長、事務総長及び副事務総長の
選定の件

会長、副会長、事務総長及び副事務総長の選定について

定款第21条第3項、第30条第3号に基づき、会長、副会長、事務総長及び副事務総長を下記のとおり選定する。

■会長

十倉 雅和

■副会長

新浪 剛史

吉村 洋文

横山 英幸

浅川 智恵子

池坊 専好

ウスビ・サコ

■事務総長

石毛 博行

■副事務総長

小野 平八郎

田中 清剛

櫟 真夏

第2号議案

代表理事及び業務執行理事の選定の件

代表理事及び業務執行理事の選定について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第3号及び第91条第1項第2号に基づき、次の者を公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の代表理事、業務執行理事に選定する。

■代表理事

理 事 十 倉 雅 和

理 事 石 毛 博 行

■業務執行理事

理 事 小 野 平 八 郎

理 事 田 中 清 剛

理 事 櫛 真 夏

第3号議案

会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序を定める件

会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序を定めることについて

定款第13条第1項、第14条、第32条第1項及び第33条第2項に定める「会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき」について、次に掲げる順位により、副会長、事務総長及び副事務総長が会長の職務を執り行う。

■会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序

事務総長	石毛 博行	2025年日本国際博覧会協会 代表理事
副会長	松本 正義	関西経済連合会 会長
〃	鳥井 信吾	関西商工会議所連合会 会長・大阪商工会議所 会頭
〃	永井 靖二	関西経済同友会 代表幹事
〃	堀場 厚	京都商工会議所 会頭
〃	川崎 博也	神戸商工会議所 会頭
〃	小林 健	日本商工会議所 会頭
〃	新浪 剛史	経済同友会 代表幹事
〃	吉村 洋文	大阪府知事
〃	横山 英幸	大阪市長
〃	三日月 大造	関西広域連合 広域連合長
〃	國部 毅	2025年日本国際博覧会協会 財務委員会委員長
〃	浅川 智恵子	日本科学未来館 館長、IBM フェロー
〃	池坊 専好	華道家元池坊 次期家元 一般財団法人池坊華道会 副理事長
〃	ウスビ・サコ	京都精華大学元学長／名誉教授 東京都公立大学法人理事
副事務総長	小野 平八郎	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	高科 淳	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	東川 直正	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	田中 清剛	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	櫛 真夏	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	水谷 徹	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事

第4号議案

事業報告等に係る提出書類の提出承認の件

事業報告等に係る提出書類の提出承認について

本協会は、令和元年10月21日、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき公益認定を受け、公益法人へ移行した。

公益法人は、同法第22条第1項の規定により、「毎事業年度の経過後三箇月以内に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。」と定められている。

このため、6月23日の定時社員総会で承認（予定）された計算書類等をもとに、公益認定の財務基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制）に適合する「事業活動に関する重要な事項並びに法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について」（別紙4）を骨子とする定期提出書類を行政庁（内閣府）へ提出する。

【参考：定期提出書類一覧】

1. 財産目録
2. 役員等名簿
3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 社員名簿
5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項に規定する計算書類等
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第46条第1項第2号に掲げる書類
8. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第46条第1項第3号に掲げる書類
9. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第46条第1項第4号から第11号までに掲げる書類
10. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第57条第1項第2号に掲げる書類
11. 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

（注）社員総会及び理事会で承認済み書類（参考1・3・5・6）議案添付は省略

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 役員名簿

(2025年3月31日)

	役職名	氏名	団体	団体役職
代表理事	会長	十倉 雅和	一般社団法人日本経済団体連合会	代表理事(会長)
代表理事	事務総長	石毛 博行		
理事	副会長	松本 正義	公益社団法人関西経済連合会	代表理事(会長)
理事	副会長	鳥井 信吾	1) 関西商工会議所連合会 2) 大阪商工会議所	1) 会長 2) 会頭
理事	副会長	宮部 義幸	一般社団法人関西経済同友会	代表理事(代表幹事)
理事	副会長	堀場 厚	京都商工会議所	会頭
理事	副会長	川崎 博也	神戸商工会議所	会頭
理事	副会長	小林 健	日本商工会議所	会頭
理事	副会長	新浪 剛史	公益社団法人経済同友会	代表理事(代表幹事)
理事	副会長	吉村 洋文	大阪府	大阪府知事
理事	副会長	横山 英幸	大阪市	大阪市長
理事	副会長	三日月 大造	関西広域連合	広域連合長
理事	副会長	國部 毅	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会	財務委員会委員長
理事	副会長	浅川 智恵子	1) 日本科学未来館 2) IBM	1) 館長 2) フェロー
理事	副会長	池坊 専好	1) 華道家元池坊 2) 一般財団法人池坊華道会	1) 次期家元 2) 副理事長
理事	副会長	ウスビ・サコ	京都精華大学	前学長/同大 全学研究機構・情報館長 同大 人間環境デザインプログラム(建築 学科教授)
理事		小川 理子	パナソニック ホールディングス株式会社	参与 関西渉外・万博推進担当(兼) テクニクスブランド事業担当
理事		ロバート キャンベル	早稲田大学	特命教授
理事		栗原 美津枝	公益社団法人経済同友会 株式会社価値総合研究所	1) 幹事(前副代表幹事) 2) 代表取締役会長
理事		佐野 真由子	京都大学大学院教育学研究科	教授
理事		澤田 拓子	1) 公益社団法人関西経済連合会 2) 塩野義製薬株式会社	1) 副会長 2) 取締役副会長
理事		寺田 千代乃	アート引越センター株式会社	名誉会長
理事		野崎 治子	国立大学法人京都大学	理事
理事		野田 由美子	1) 一般社団法人日本経済団体連合会 2) ヴェオリア・ジャパン合同会社	1) 副会長 2) 代表取締役会長
理事		廣瀬 恭子	1) 大阪商工会議所 2) 株式会社広瀬製作所	1) 副会頭・女性会顧問 2) 代表取締役社長
理事		フォーリー 淳子	1) 一般社団法人関西経済同友会 2) 大同門株式会社	1) 常任幹事 2) 代表取締役社長
理事		福本 ともみ	公益財団法人サントリー芸術財団	シニアアドバイザー
理事		御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング	代表取締役社長
理事		芳野 友子	日本労働組合総連合会	会長
理事	副事務総長	小野 平八郎		
理事	副事務総長	高科 淳		
理事	副事務総長	東川 直正		
理事	副事務総長	田中 清剛		
理事	副事務総長	櫛 真夏		
理事	副事務総長	水谷 徹		

	役職名	氏名	団体	団体役職
監事		小原 正敏	ぎっかわ法律事務所	代表弁護士
監事		中務 裕之	中務公認会計士・税理士事務所	所長

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 社員名簿

(2025年3月31日時点)

社員の名称	代表者職名	代表者名
一般社団法人 日本経済団体連合会	代表理事（会長）	十倉 雅和
大阪府	府知事	吉村 洋文
大阪市	市長	横山 英幸
公益社団法人 関西経済連合会	代表理事（会長）	松本 正義
大阪商工会議所	会頭	鳥井 信吾
一般社団法人 関西経済同友会	代表理事（代表幹事）	宮部 義幸
京都商工会議所	会頭	堀場 厚
神戸商工会議所	会頭	川崎 博也
日本商工会議所	会頭	小林 健
公益社団法人 経済同友会	代表理事（代表幹事）	新浪 剛史
関西広域連合	広域連合長	三日月 大造

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A025175
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	9,425,218,670 円	うち個人から	5,825,280 円
		うち法人から	9,419,393,390 円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	0 円
-------------	-----

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	321,837,306,128 円	負債額	158,399,326,494 円
		期末純資産額	163,437,979,634 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合(注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要としました。また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	無
--------------	---

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無	有
------------	---

リスク軽減策の有無	有
-----------	---

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A025175
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人2025年日本国

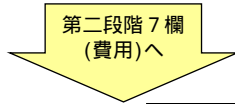
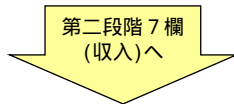
【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業		経常収益計	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄 - 3欄 + 4欄 - 5欄)
区分	番号	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。				
1	2	3	4	5	6	
公		円	円	円	円	0円
公		円	円	円	円	0円
計		0円	0円	0円	0円	



プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由:

計画:

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)		7 83,281,992,931円	80,136,852,325円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8 円	円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9 83,281,992,931円	80,136,852,325円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		10 円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11 円		収入 - 費用
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	12 円		
合計(9欄～12欄)		13 83,281,992,931円	80,136,852,325円	3,145,140,606円

第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入 - 費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入 - 費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

剰余金3,145,140,606円が発生しているが、令和6年度に公益目的保有財産の取得に充てているため、本基準は満たされている。

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A025175
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人2025年日本国

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1	80,136,852,325	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	81,444,839,546	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	98.4	%

公益実施費用額の計算				
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) 欄より)	4	80,136,852,325	円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	5	0	円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	6	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	7	0	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	8	0	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	9	0	円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	10	0	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	11	0	円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	0	円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	80,136,852,325	円	

収益等実施費用額の計算				
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) 欄より)	14	0	円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	15	0	円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	16	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	17	0	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	18	0	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	19	0	円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	20	0	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	21	0	円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	0	円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	0	円	

管理運営費用額の計算				
管理費の額(別表B(5) 欄より)	24	1,307,987,221	円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	25	0	円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	26	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	27	0	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	28	0	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	29	0	円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	30	0	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	31	0	円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0	円

管理運営費用額(24欄+32欄)

33

1,307,987,221 円

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A025175
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額})$$

対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部			
流動資産計	1	113,907,566,164 円	流動資産に直接対応する負債の額	6	113,907,566,164 円	
固定資産	控除対象財産(別表C(2)から転記)	2	207,929,739,964 円	控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	16,874,283,002 円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3	0 円	その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
	固定資産計 5欄-1欄	4	207,929,739,964 円	引当金勘定の合計額 35欄	9	151,576,842 円
			その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	27,465,900,486 円	
			負債計 26欄	11	158,399,326,494 円	
			正味財産の部			
			一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	円	
			指定正味財産の額 33欄	13	154,695,365,506 円	
			一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	8,742,614,128 円	
			正味財産計	15	163,437,979,634 円	
資産計	5	321,837,306,128 円	負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	321,837,306,128 円	

2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	80,136,852,325 円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	円	財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円	特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
計(17欄+18欄+19欄)	20	80,136,852,325 円	控除額計(21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	321,837,306,128 円	控除対象財産の額 2欄	28	207,929,739,964 円
負債 11欄	26	158,399,326,494 円	対応負債の額 39欄	29	44,455,161,816 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円	遊休財産額 25欄-26欄-27欄+29欄(0以下の場合は0)	30	0 円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	207,929,739,964 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	16,874,283,002 円
指定正味財産の額 13欄	33	154,695,365,506 円
31欄-32欄-33欄	34	36,360,091,456 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	151,576,842 円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	130,781,849,166 円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	27,465,900,486 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	8,742,614,128 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	44,455,161,816 円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	0 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	80,136,852,325 円
遊休財産額 30欄	41	0 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

別表H(1) 当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A025175
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人2025年 日本国際博覧会協会

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

$$\begin{aligned} & \text{前事業年度末日の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} \\ & = \text{当該事業年度末日の公益目的増減差額} \end{aligned}$$

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄 + 14欄 - 20欄。マイナスの場合は零)	1	0 円
---	---	-----

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	50,027,119,583 円
-------------------	---	------------------

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
数値 損益 計算書 (公益目的 事業会計) 上の	寄付を受けた財産の額	3 9,425,218,670 円
	交付を受けた補助金等	4 91,317,767,800 円
	公益目的事業に係る対価収入	5 55,887,553,509 円
	取組事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6 円
	社員が支払った経費の額 (公益社団法人のみ記入)	7 0 円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に参入した額を除く)	8 0 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9 円
その 他の 数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄 - 21欄)(マイナスの場合は零)	10 0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11 円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12 円
	3欄 - 12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13 5,435,809 円
	当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄 - 13欄の合計)	14 156,635,975,788 円

当該事業年度の公益目的事業費等		
数値 損益 計算書 (公益目的 事業会計) 上の	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15 80,136,852,325 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16 円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17 円
	15欄 - 17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価	18 円
その 他の 数値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄 - 22欄)(マイナスの場合は零)	19 146,584,949,303 円
	当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄 - 19欄の合計)	20 226,721,801,628 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	181,651,271,889 円
--	----	-------------------

[参考数値]

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	35,066,322,586 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄 + 21欄。マイナスの場合は零)	24	181,651,271,889 円
--	----	-------------------

証 明 書

法人所在地 〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎43階

法人名称及び代表者氏名 公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会
代表理事 十倉雅和

上記法人に関する次の事項について、地方税法第20条の10及び同法施行令第6条の21第1項第5号の規定に基づき証明願います。

(□欄にチェックをお願いします。)

<input type="checkbox"/>	1	一般社団法人 又は一般財団法人	(※) 令和7年4月28日から過去3年間について 大阪市税について滞納処分を受けたことがない。
<input checked="" type="checkbox"/>	2	公益社団法人 又は公益財団法人	※下線部分は法人において本件証明書の申請日を記入

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 477-100005号

年 月 日
令和 - 7年 4月 28日

大阪市長



(注意)

- 上記の表1欄は、一般社団法人又は一般財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第7条及び同法施行規則第5条第3項第6号の規定に基づき「公益認定申請書」に添付するためのものです。
- 上記の表2欄は、公益社団法人又は公益財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項及び同法施行規則第38条第1項第1号の規定に基づき、「事業報告等に係る提出書」に添付するためのものです。

納 税 証 明 書

住所又は所在地 大阪市住之江区 南港北 1丁目
14番16号

氏名又は名称 公益社団法人
2025年日本国際博覧会協会

記

証明日以前3年以内において府税について滞納処分を受けたことはありません。

以 下 余 白

備 考

上記の証明事項には特別法人事業税及び地方法人特別税を含みます。

また、次に該当するものを除きます。

- ・個人府民税、地方消費税、府たばこ税の手持品課税、自動車税環境性能割、
鉦区税、狩猟税、軽自動車税環境性能割、自動車取得税・納期限未到来のもの
- ・徴収猶予中のもの

上記のとおり証明します。

令和 7 年 4 月 28 日

大阪府 中央 府税事務所長



(注) 納税証明書交付請求書に基づき、交付時において確認できるものに限りします。



第4号様式(乙)

証明書

申請者(証明の対象となる者)

住 所

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14-16

氏名(名称)

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会

証明を必要とする理由	公益法人 定期提出
------------	-----------

上記の者は、申請日(令和7年5月7日)の三年前の日の属する会計年度以降において、都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でない。

上記のとおり証明します。

証第 830176 号

令和7年5月8日

東京都 文京 都税事務所長



(日本産業規格A列4番)

7港税証第1023号
令和7年5月7日

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会
代表理事 十倉雅和様

港区長 清家 愛



滞納処分に係る地方税の納税証明書

貴法人に対する令和4年度から令和6年度（証明書交付日現在）までの港区における特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税に関するの徴収金はありません。

したがって、貴法人に対する滞納処分がないことを証明します。

確認書

令和7年4月28日

内閣府 殿

法人の名称 公益社団法人
2025年日本国際博覧会協会
代表者の氏名 十倉 雅和

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第22条第1項に規定する書類を提出するに際し、当法人は下記の事項を確認しました。

記

認定法第6条第5号に規定する欠格事由に該当しないこと

第5号議案

会計監査人の報酬額決定の件

第6号議案

大屋根リング活用に関する検討結果及びリ
ユース費用の件

【諮問事項】

会場建設費出資者及び博覧会協会からなる「大屋根リングの活用に関する検討会」の議論を踏まえ、「大屋根リングの活用に関する博覧会協会の考え方」（次ページ（案））を定め、できるだけ多くのリユース需要に対応する

大屋根リング活用に関する検討結果及びリユース費用について

大屋根リングの活用については、報告事項4の通り「大屋根リングの活用に関する検討会」で議論が行われているところであるが、リユース、リサイクルについては、同検討会で見解がまとまったため、その見解を元に、以下の通りの考え方を定めたい。

大屋根リングの活用に関する博覧会協会の考え方（案）

○ 大屋根リングは「多様でありながら、ひとつ」という会場デザインの理念を表す大阪・関西万博会場のシンボルとなる建築物である。

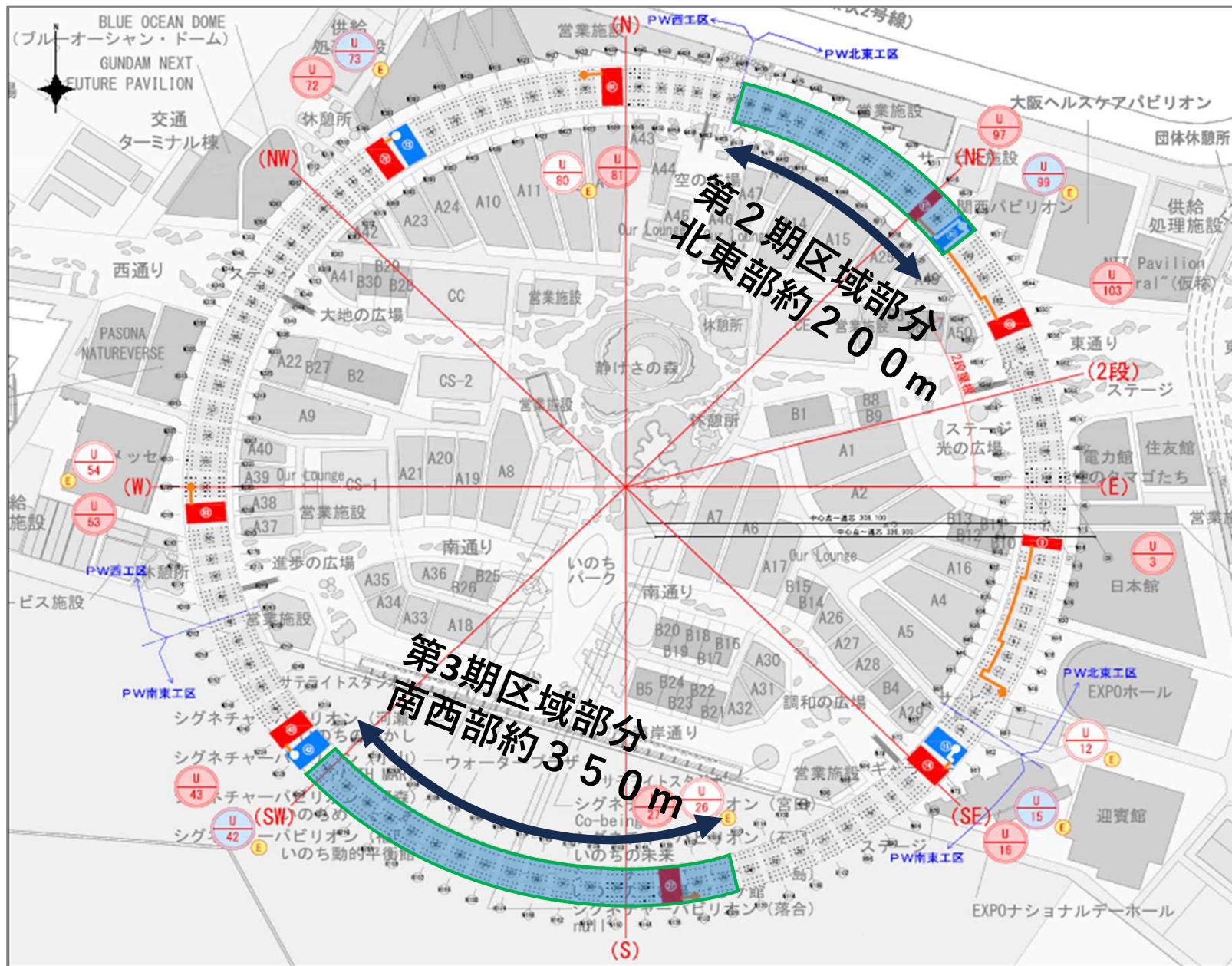
閉会後の取り扱いについては、万博のレガシーをわかりやすく残すという観点と、万博の理念の一つである持続可能性の確保という観点を踏まえる必要がある。

○ こうした観点からは、場所を問わず可能な限り原型をとどめた形で残すことが望ましい。残置については、次頁の約200m部分及び約350m部分を残置可能性があるものとしてリユースの対象から外して、「大屋根リングの活用に関する検討会」の議論を待ちたい。

○ また、持続可能性の確保の観点からは、大屋根リングに使用されている建材を丁寧に解体し、他の建築物などにリユースをすることが望ましく、すでに一定のリユース希望を把握している。リユースのための解体には当初予定した解体費用より多くのコストがかかるが、会場建設費の範囲内で、できるだけ多くのリユース需要に対応すべきである。

○ 残余の部分は破砕し、チップ化して燃料等として利用する。

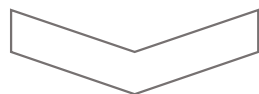
大屋根リング活用に関する検討結果及びリユース費用について



* 大屋根リングの内、青い部分について残置を引き続き検討する。他の部分は需要量に応じてリユースのための解体をするるとともに残りを通常の解体とする。

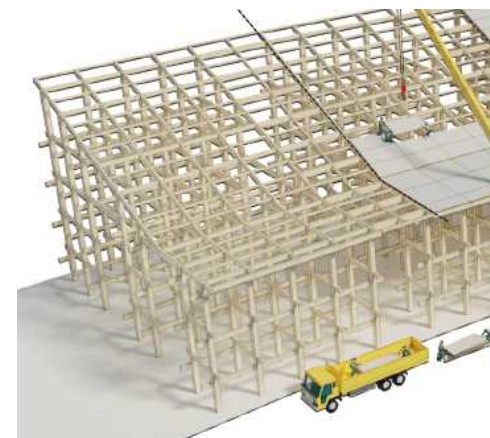
2. 費用について

- ・ 大屋根リングは「多様でありながら、ひとつ」を表現した、今回万博の象徴的建築物であり、来場者の満足度も非常に高い。
- ・ リユースに関しては一定のリユース希望数を把握しているものの、リユース解体は通常解体（機械解体）より多くのコストがかかる。
- ・ 会場建設費の範囲内で、できるだけ多くのリユース需要に対応すべき。



<大屋根リング活用に関する検討会 より>

- ・ 万博レガシーの継承や持続可能な取組の観点から、できるだけ多くのリユース需要に対応していく。
- ・ 第1期公募分約**700**m³については公募中 ※1。
- ・ 今後、第2期公募分約**1,000**~**1,500**m³を対象に実施していく。これに応じたリユース解体等必要経費※2の新たな予算措置が必要となる。



※1 財源については会場建設費**2,282**億円の範囲内で措置済。

※2 リユース等必要経費は通常解体（機械解体）からのかかり増し費用

大屋根リング活用に関する検討及びリユースに係る費用について

大屋根リングのリユース公募などの想定スケジュール

2025年	4	5	6	7	8	9	10
万博	万博会期(~10/13)						
理事会				☆ 6月理事会			☆ 9月理事会
大屋根リング リユース 公募			●	→	●	→	→
			第1期公募		第2期公募	⇒ 予定量に達するまで再公募	
解体工事 契約変更				●	→	→	→
				★ リユース解体 変更契約など	●	→	→
					第1期公募リユース準備 ▶ 最速で26.2から引渡開始		★リユース解体 変更契約締結
					●	→	→
					第2期公募リユース準備 ▶ 引渡時期未定		

上記スケジュールは25.6.23時点の予定であり、今後変更することがある

第7号議案

変動対応事項における会場建設費の執行の件

変動対応事項における会場建設費の執行について

【諮問事項】 変動対応として会場建設費の執行が必要となるため、了承を求めるもの。

会場建設費の執行状況を見ると、直前期や会期中における予見外の変動対応として執行案件が複数生じており、今後も生じる可能性があることから引き続きが注視が必要。

【予見できなかった事象への主な執行（今後も生じる可能性有り）】

- ①公式参加国出展形態変更への対応 ※1
- ②ウォーターパザ及びつながりの海の護岸浸食対応 ※1
- ③来場者向け環境整備への対応 ※1
- ④大屋根リングリユース解体費等に係る追加経費（第6号議案）

上記を会場建設費で負担するにあたって、必要額の精査や他事業の執行残も充当しながらできる限り**2,282**億円に収まるよう努めるものの、追加の予備費執行※2の可能性が生じることから、この点をご了知いただきたい。また、自然災害等予見できない事象への備えが不足しないことを前提とする。

※1 現状**2282**億円の隙間で対応しているものの、今後の執行状況によって押し出され予備費となる可能性がある

※2 予備費は当初**130**億円計上していたところ、**2024.12**に公式参加国出展形態への対応・メタンガス対策に伴い**62**億円を執行承認済で、現時点の残額は**68**億円。